
昭和町ネーミングライツ導入に関するガイドライン

令和7年1月

昭和町 ふるさと納税推進課

1 趣旨

このガイドラインは、昭和町（以下、「町」という。）が所有する施設及び実施する事業等（以下、「対象施設等」という。）の愛称命名権（以下、「ネーミングライツ」という。）の適正な導入及び運用について、昭和町ネーミングライツ事業実施要綱より抜粋して基本的な考え方や具体的な取扱い等をまとめたものです。

ネーミングライツの募集は、本ガイドラインによるものほか募集要項等を定めて実施します。

2 概要

（1）導入の目的

町が所有する対象施設等を有効活用することにより、新たな財源の確保と対象施設等の知名度、集客力、サービスの向上等を図ることを目的とします。

（2）内容

① ネーミングライツは、町と企業等（ネーミングライツパートナー）との契約により、町の対象施設等の名称に企業名や商品名等を冠した愛称を付与する代わりに、ネーミングライツパートナーから、その対価等（命名権料だけではなく、対象施設等で利用可能な製品等の提供や役務の提供なども対象。以下、「ネーミングライツ料」という。）を得て施設等の管理運営に役立てるものであります。

※ネーミングライツにより、町が得たネーミングライツ料については、基本的に対象施設等の運営・管理に充てるものとします。

② 愛称は、一般的な愛称として使用し、条例で定める対象施設等の名称を変更するものではありません。

3 対象施設及び事業

（1）対象施設及び事業

対象施設は、基本として町が所有するすべての対象施設等（スポーツ施設、文化施設、公園、道路など）とし、施設の一部分や付属する設備・工作物、車両であっても可能とします。また、イベント等のソフト事業も対象とします。

（2）対象外施設

次に掲げる対象施設等は、対象外とします。

- ① 庁舎、学校、公民館など、導入することで行政の公平性や中立性が損なうとの誤解を受ける恐れがある施設。
- ② 施設の性格上、ネーミングライツの導入施設として適当でないと町が判断した施設（史跡、文化財、寄贈品が多い施設等）、又は既に公募等により愛称が付されており、その名称が広く町民に親しまれている施設。

（3）指定管理者施設

提案に係る施設が指定管理者制度を導入している場合は、あらかじめ当該指定管理者と協議の後、募集を行うものとします。

4 導入までの手続き

導入の手続きは、以下のとおりとなります。なお、手続きに係るイメージは、「ネーミングライツ導入手続きの流れ」のフロー図を参照してください。

(1) 特定募集型

対象施設等の所管課が施設を特定し、昭和町ネーミングライツ審査委員会（以下、「審査委員会」という。）にて事業化の決定の後、導入条件の検討及び募集要項の決定を行います。その後、幅広い公表によりネーミングライツパートナーを募集します。

基本的な流れは次のとおりです。

- ① 施設所管課における事業化の検討
- ② 審査委員会による対象施設の決定（事業化の決定）
- ③ 審査委員会による導入条件の検討
- ④ 募集要項の決定
- ⑤ 募集
- ⑥ 審査委員会による審査
- ⑦ 優先交渉者の決定、契約締結
- ⑧ 愛称の使用開始

(2) 提案募集型

対象施設等を特定せず、ネーミングライツの趣旨に沿った企画提案を企業等から隨時受付けるものです。対象施設及び事業の中から提案者が任意に選択できます。

ネーミングライツの導入にあたっては、提案者からネーミングライツ導入に係る事前相談により導入の可否を審査します。その後、審査委員会において事業化の検討を行い、「提案募集型」として扱う場合には、提案内容等の審査を行います。

なお、提案があった案件について、審査委員会において特定募集型での実施が適当と判断したときは、提案募集型としては受けず、特定募集型として改めて募集します。

((1) 特定募集型の③からの流れによる)。

提案募集型として受付ける場合の基本的な流れは、次のとおりです。

- ① 提案に係る事前相談
- ② 提案の受付
- ③ 審査委員会による検討
- ④ 提案に対する取扱いの決定
- ⑤ 審査委員会による審査
- ⑥ ネーミングライツパートナーの決定及び契約締結
- ⑦ 愛称の使用開始

5 ネーミングライツ料

(1) 特定募集型

ネーミングライツ料については、対象となる施設の規模、利用者数、広告効果、他の自治体の類似施設の契約金額などを勘案し、施設ごとに設定します。

設定された応募金額は、町の希望する金額となりますので、これを下回る応募であっても受け付けを行います。

(2) 提案募集型

提案していただいた対象施設等ごとに、審査委員会において（1）に準じて提案された対価が妥当か判断します。

なお、提案募集型の場合は、対価は金銭以外にも維持管理費等に係る資材の提供や清掃などの役務（サービス）の提供などを対象とすることも可能とします。

6 契約期間

施設の場合は、契約期間は原則3年以上とし、イベントなどのソフト事業については、一連の事業が終了する日までとします。

なお、契約期間は審査項目となっていますので、審査の際に評価されます。

7 募集

(1) 募集方法

① 特定募集型では、ネーミングライツパートナーの募集は原則として公募とし、対象となる施設ごとに募集要項を作成します。作成した募集要項は、町ホームページ等に掲載するなど幅広く周知します。

② 提案募集型では、随時募集し、応募ごとに事業化への可能性を検討し、提案募集型として受付ける場合は提案内容を審査委員会にて審査します。

(2) 募集要項

特定募集型における募集要項については、公募にあたり施設ごとに本ガイドラインに準じ、主に次の事項を含む募集要項等を作成します。

ア 目的

イ 概要

ウ 命名権の期間

エ ネーミングライツ料

オ 特典

カ 費用負担区分

キ 愛称に関する条件等

ク 応募資格

ケ 選定方法

コ 応募概要（募集期間、提出書類、提出方法、提出先等）

サ その他、必要な事項

(3) 募集期間

- ① 特定募集型では、原則として 30 日程度の募集期間を設定します。
- ② 提案募集型では、随時応募を受付けます。

(4) 愛称の条件

愛称は、公共の施設等にふさわしく、町民や施設利用者にとって親しみやすい、分かりやすく呼びやすいものとします。

また、利用者の混乱を避けるため、原則として契約期間内において愛称の変更はできません。

なお、次に掲げるものは、愛称として使用することができないものとします。

- ア 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反するもの
- イ 公序良俗に反するもの又は恐れのあるもの
- ウ 人権侵害となるもの又は恐れのあるもの
- エ 政治活動、宗教活動又は選挙運動に関するもの
- オ 社会問題等についての主義又は主張に当たるもの
- カ 非科学的なものや人を惑わせたり、不安を与えたりする恐れがあるもの
- キ 愛称として使用することが適当でないと町長が認めるもの

8 応募資格

募集の目的に賛同する企業等を対象とし、ネーミングライツパートナーとして適した資力及び責任をもって継続して事業を実施することが認められる事業者とします。

なお、次のいずれかに該当する者は除きます。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により一般競争入札の参加を制限されているもの
- イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する風俗営業又は性風俗関連特殊営業を営む事業者
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団が営業する事業者及び第 6 号に規定する暴力団員が営業する事業者
- エ 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条第 1 項に規定する貸金業を営む事業者
- オ 町税等を滞納している事業者
- カ 町から指名停止を受けている事業者
- キ 法律に定めのない医療類似行為を行う事業者
- ク 政治性又は宗教性のある事業を行う事業者
- ケ 各種法令に違反している事業者
- コ 対象施設等の指定管理者の事業目的と競合するもの（指定管理者制度導入施設である場合に限る。）

サ 前各号に掲げるもののほか、町長がネーミングライツパートナーとして適当でないと判断した事業者

9 費用負担

町とネーミングライツパートナーとの費用負担は、次のとおりとします。

費用負担の区分	町	ネーミングライツ パートナー
ネーミングライツ料		○
敷地内外の表示変更 ^{※1} (施設看板、道路標識等)		○
原状回復費用		○
パンフレット、封筒等の町の印刷物又はウェブページ の表示変更 ^{※2}	○	

※1 敷地内外の表示変更及び新規看板等の設置に関する条件については、町や関係機関と協議のうえ実施するものとします。

※2 印刷物の表示変更の内容は、印刷物の現存部数、改訂の時期等を考慮し、協議のうえ決定します。

10 選定方法等

(1) 審査委員会による審査

ネーミングライツの導入に際し、対象施設等を所管する部署及び関係課の職員等からなる昭和町ネーミングライツ審査委員会により、選定基準に沿って総合的に審査し、対象施設等ごとに優先交渉者を決定します。

また、必要に応じて有識者等の出席を求めるものとします。

(2) 選定基準

審査委員会は、次に掲げる項目を参考に、この選定基準に沿って必要に応じて審査要項等を定め総合的に審査します。

提案募集型の場合は、審査委員会において提案内容の採否について審査を行います。

(特定募集型)

審査区分	審査項目	審査の視点	配 点
応募者の状況	経営状況	経営状況の健全性	10点
	実 績	活動実績や今後の計画等	10点
応募内容	愛称案	対象施設等にふさわしいか、町民に親しまれやすいか等	10点
	動 機	対象施設等の魅力向上や地域貢献につながる提案等	10点
	理 念	地域活動などに係る理念等	10点
	契約期間	原則3年以上	10点
	ネーミングライツ料	町の希望に応じた金額であるか等	40点
合 計			100点

(提案募集型)

審査区分	審査項目	審査の視点	配 点
提案者の状況	経営状況	経営状況の健全性	10点
	実 績	活動実績や今後の計画等	10点
提案内容	愛称案	施設にふさわしいか、町民に親しまれやすいか等	10点
	提案内容	ネーミングライツ料や利用者サービスの向上、施設の魅力向上、互いの利点等	50点
	提案理由	対象施設等の選定理由	10点
	契約期間	原則3年以上	10点
合 計*			100点

* 60点以上で採用とし、満たない場合は不採用とします。

1 1 契約の締結及び公表等

(1) 契約の締結

優先交渉者として選定した者と契約の内容について協議し、協議が整った場合には契約を締結します。

(2) 公表

契約締結後、速やかに当該団体の名称、対象施設等の愛称、ネーミングライツ料（または対価）、契約期間などを町ホームページ等により公表することとします。

(3) 契約期間終了後の措置

契約期間終了前において、相手方は契約の延長について申し入れることができます。
契約更新の合意に至った場合には公募しないことがあります。

1 2 ネーミングライツパートナーの特典

ネーミングライツパートナーへの特典の付与については、ネーミングライツを導入する施設ごとに、施設の設置目的や関係法令等の規定を踏まえて募集要項に定め、併せてネーミングライツパートナーと協議のうえ、適切に付与します。

なお、特典の内容は対象施設等により異なりますが、次のとおりです。

- ア 敷地内外の表示変更の権利（ネーミングライツパートナーの費用負担となります。）
- イ 施設パンフレット等への愛称の記載
- ウ 広報媒体やホームページによる広報
- エ その他（施設内での製品の展示や企業広告、ポスター等の掲示など、内容によっては付与が可能となる場合があります。）

1 3 契約の解除

契約締結後、応募資格に該当しないこととなった場合やネーミングライツパートナーが信頼に欠けると町が判断した場合（提案内容と相違、提案内容にない町への要求、提案内容に反する行為及び言動など）や信用失墜行為等に伴い当該対象施設等のイメージが損なわれる恐れが生じたときは、町は契約満了を待たず契約を解除することとします。

その場合における、原状回復に必要な費用はネーミングライツパートナーが負担することとし、契約満了前であっても既に納付されたネーミングライツ料は返還しません。

1 4 その他

- (1) 本件の提案に係る一切の費用は、応募者・提案者の負担となります。
- (2) 提出された書類は、原則として返却しません。
- (3) ネーミングライツパートナーが設置・変更した看板等により第三者に損害が生じた場合や愛称が第三者の商標権を侵害した場合は、ネーミングライツパートナーがその負担を負うものとします。

1.5 問い合わせ・提出先

〒409-3880 山梨県中巨摩郡昭和町押越 542-2

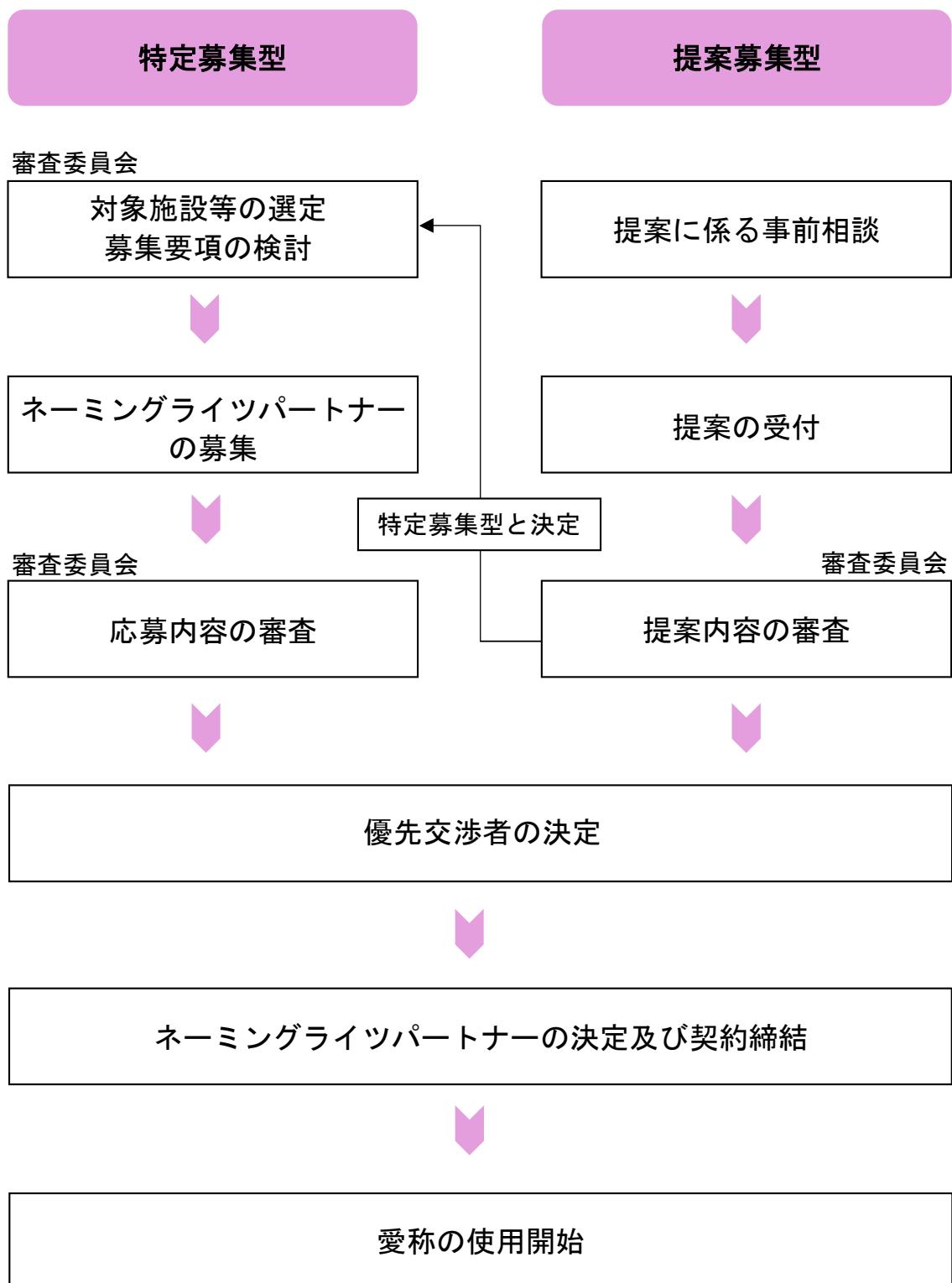
昭和町役場 ふるさと納税推進課 ネーミングライツ事業担当

TEL：055-234-5220 FAX：055-275-2109

メール：furusato@town.yamanashi-showa.lg.jp

※午前9時から午後5時まで（土・日・祝日を除く）

ネーミングライツ導入手続きの流れ



様式第1号（第10条関係）

ネーミングライツ事前相談書

年 月 日

昭和町長様

所 在 地

申込者 法人等の名称

代表者職氏名

昭和町ネーミングライツ事業実施要綱第10条第1項の規定に基づき、
次のとおり応募します。

施設名又は事業名			
愛称案			
ネーミングライツ料	年額	円 (消費税及び地方消費税を含む)	
ネーミングライツ料以外の対価	[金額換算した時の相当額 円]		
希望契約期間	年 年	月 月	日から 日まで (年間)
対象施設等の選定理由、 応募の趣旨、質問等			
連絡先	担当者		
	部署		
	T E L		
	E-mail		

様式第4号（第11条関係）

ネーミングライツ提案書

年 月 日

昭和町長様

所在地
申込者 法人等の名称
代表者職氏名

昭和町ネーミングライツ事業実施要綱第11条の規定に基づき、次のとおり提案します。

施設名又は事業名			
愛称案			
愛称の理由			
ネーミングライツ料	年額	円 (消費税及び地方消費税を含む)	
ネーミングライツ料以外の対価	[金額換算した時の相当額 円]		
希望契約期間	年 年	月 月	日から 日まで (年間)
提案の理由 (対象施設等の選定理由)			
連絡先	担当者		
	部署		
	T E L		
	E-mail		

(添付書類) ※法人その他の団体の場合は、次の書類を添付すること。

- 法人等の概要を記載した書類
- 定款（公益法人においては寄附行為）又はこれらに類する書類
- 法人の登記事項証明書又はこれらに類する書類
- 直近1年分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書
- 直近1年分の納税に関する証明書